

太田市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

## 太田市規則第10号

太田市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

太田市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年太田市規則第306号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太田市長の所管する情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第1条中「太田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「太田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書

第3条第3項中「措置は」を「措置であって当該市の機関が定めるものは」に改める。

第7条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(適用除外)

第10条 条例第7条第1号の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関が定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項について対面により確認をする必要があると市長等が認める手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると市長等が認める手続等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないとして市長等が認める手続等

(添付書類等の省略)

第11条 条例第8条の市の機関が定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の措置であって当該書面等の区分に応じ当該市の機関が定めるものは、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

第6条第2項中「措置は」を「措置であって当該市の機関が定めるものは」に改め、同条を第9条とする。

第5条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第5項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要がある

るものがあると市長等が認める場合

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第4条 条例第3条第5項の情報通信技術を利用する方法であって市の機関が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第5条 条例第3条第6項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき市長等が認める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(太田市文書等取扱規則の一部改正)

- 2 太田市文書等取扱規則（平成17年太田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第28条中「太田市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「太田市長の所管する情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則」に改める。